

令和8年度えひめこどもの城てっぺんとりで及び周辺エリア リニューアル業務設計・施工一括発注プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務の目的

第2期えひめこどもの城魅力向上戦略に基づき、てっぺんとりを来園者が滞留可能な快適に利用できる施設に改修するとともに、てっぺんとりで周囲エリアに遊具の新設等により、来園者にとってより魅力あふれる空間にリニューアルすることで、安全性を向上させるとともに、誘客促進を図る。

(2) 業務名

えひめこどもの城てっぺんとりで及び周辺エリアリニューアル業務

(3) 業務内容

本業務において、選定事業者が行う基本的な業務及び対象箇所は次のとおりとする。
では、以下の項目に定める業務を行う。

ア てっぺんとりで及びてっぺんとりで周辺エリアのリニューアルに係る設計及びその関連業務（以下「設計業務」という。）

イ てっぺんとりで及びてっぺんとりで周辺エリアのリニューアルに係る工事及びその関連工事（以下「工事業務」という。）

・公園工事 一式

（てっぺんとりで改修、遊戯施設新設等）

ウ 施設整備に係る工事監理業務及びその関連業務（以下「工事監理業務」という。）

エ 官公庁その他への手続及び関連業務

(4) 履行期間

【設計業務】

契約日から令和9年3月31日（水）まで

【工事業務及び工事監理業務】

契約日から令和11年3月31日（土）まで

(5) 委託料上限額

300,000千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※委託上限額は、本事業にかかる設計費・工事費・工事監理費等の合計額をいう。

2 担当部局及び連絡先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 こども政策グループ
（愛媛県庁第一別館9階）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2448

FAX 089-912-2409

電子メール kosodate@pref.ehime.lg.jp

3 要求事項

本事業の実施にあたっては、別添1「業務要求水準書」に従うこと。

4 参加資格要件

参加者は、次の各号のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 工事業務を実施する者。
- (2) 2 者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」とする。）ただし、構成員のうち、工事業務を実施する者は2 者又は3 者とする。

5 上記 4（1）における参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 愛媛県の物品関係入札参加停止基準および建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（(1) に該当する者を除く。）。
- (5) 愛媛県の令和 7・8 年度建設工事等入札者参加有資格者名簿において、建設業者格付け事務取扱要領（平成 11 年 4 月 1 日制定）第 5 条の規定による建設業者格付け結果通知（以下「格付け結果通知」という。）の格付けが A 又は B 等級と記載のある者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。または、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者から協力企業として協力が得られる又は得られる見込みであること。

6 上記 4（2）における参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 共同企業体の有効期間は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
 - ア 本事業の契約の相手方となった場合 本事業の契約の履行後 3 箇月を経過するまでの期間
 - イ 本事業の契約の相手方とならなかった場合 本事業の契約が締結されるまでの期間
- (2) 本事業の施工方式は、次のいずれかの方式とする。
 - ア 共同施工方式
 - イ 分担施工方式（工事業務に係る部分にあっては、共同施工方式）

- (3) 共同施工方式における最低出資比率は、構成員が2者の場合にあっては30%以上、3者以上の場合にあっては20%以上とすること。
- (4) 共同企業体の代表者は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとする。
- (5) 第9に定める参加表明、第11に定める企画提案書の提出、第12に定める審査会でのプレゼンテーション、契約の締結及び契約に基づく行為については、共同企業体の代表者の代表取締役が行うこととする。なお、支店長等の代理人との契約は行わない。
- (6) 共同企業体の代表者は、愛媛県の令和7・8年度建設工事等入札者参加有資格者名簿の格付け結果通知における格付けがA又はB等級と記載のある者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (7) 共同企業体の代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。
- (8) 共同企業体の構成員において設計業務を実施する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (9) 共同企業体の構成員において工事監理業務を実施する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (10) 共同企業体の構成員は、本事業の企画提案に参加しようとする他の参加者、他の共同企業体の構成員でない者であること。
- (11) 共同企業体の構成員は、本事業の企画提案に参加しようとする他の参加者、他の共同企業体の構成員との間に、次のいずれかの関係を有する者でないこと。

ア 資本関係

次のいずれかの関係に該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が再生手続（民事再生法第2条第4号に規定する再生手続をいう。以下同じ。）が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかの関係に該当する場合

a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続が続行中の会社又は更生会社である場合を除く。

b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の関係

ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

7 上記4（2）における参加者を構成する構成員の変更

参加者は、参加表明書を提出してから契約締結に至るまでの間、参加者を構成する構成員の変更は認めない。ただし、特別の事情があり、やむを得ないと県が認めた場合はこの限りではない。

8 選考スケジュール ※ただし、諸般の事情により日程を変更する場合がある。

日程	内容
令和8年7月27日（月）	プロポーザル公告
令和8年8月10日（月） 公告から14日後	参加表明書類の提出期限 質問書の提出期限
令和8年8月20日（木） 質問書提出期限から10日後	質問への回答公表
令和8年8月24日（月） 参加表明書類の提出期限から14日後	参加資格審査通知
令和8年8月28日（金） 参加資格審査通知日から14日後	提案書の提出期限
令和8年9月上旬	参加者によるプレゼンテーションの実施
令和8年9月中旬 （プレゼンテーション実施日から10日 後見込み）	企画提案審査結果通知
令和8年9月下旬	契約の締結

9 参加表明

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加表明書類を提出すること。

なお、期限内に参加表明書類を提出していない者は、企画提案に参加することができない。

（1）期限

令和8年8月10日（月）午後5時15分

（2）場所

2に同じ。

（3）方法

メール、持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限る。）によること。

（4）提出書類

下記に示す書類をA4ファイルにとりまとめ、一部提出すること。

ア 参加表明書（様式1）

イ 法人・団体の概要書（様式2）

ウ 法人・団体の概要がわかる資料（パンフレット等）

エ 協力企業に係る法人・団体の概要書（様式3）（業務の一部再委託等を見込んでいる場合）

オ 主要業務実績書（様式4）

- カ 特定建設共同企業体協定書（共同企業体で参加する場合のみ）
- キ 構成員から代表企業への委任状（共同企業体で参加する場合のみ）
- ク 代表事業者と構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示した事業実施体制図（共同企業体で参加する場合のみ）
- ケ 愛媛県建設工事請負業者選定要領に規定される建設工事入札参加資格審査申請書の写し（参加表明書提出時点で、愛媛県の令和 7・8 年度建設工事等入札者参加有資格者名簿の格付け結果通知における格付けが A 又は B 等級と記載がなく、契約の締結までに登録を得る見込みの者である場合のみ）

（5）参加資格の確認

- ア 参加資格の確認の結果は、参加表明書を提出した者（以下「表明者」という。）に対して、令和 8 年 8 月 24 日（月）までに、書面により通知する。
- イ 参加資格が認められなかった者に対しては、その旨とその理由を書面により、愛媛県知事から通知する。
- ウ イの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の午後 5 時 15 分までに到着したものに限る。）、FAX 又は電子メール（着信を電話で確認すること。）により、愛媛県知事に対して理由について説明を求めることができる。
- エ ウの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。
- オ 理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：2 に同じ。
 - ②受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

（6）辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時 15 分までに、辞退届（様式 5）を提出すること。

10 質問書の提出手続

業務に関する質問は、質問票（様式 3）を作成しメールにより提出すること。

（1）提出期限

令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 5 時 15 分まで

（2）場所

2 に同じ。

（3）回答の公表日及び回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめを行った上で参加者へ通知する。質問回答書の内容は、本要項の追加、または修正とみなすものとする。

公表予定日：令和 8 年 8 月 20 日（木）

11 企画提案書の提出

（1）提出物及び提出部数

- ア 企画提案提出書（様式 7） 1 部
- イ 事業実施体制に関する提案書 正 1 部、副 8 部

ウ 工程表	正 1 部、副 8 部
エ 図面（任意様式、配置図、平面図、立面図、完成予想透視図 等）	
オ 企画提案書	正 1 部、副 8 部
カ 参考見積書	正 1 部、副 8 部

（2）企画提案書の作成方法

ア 様式

企画提案書の様式は、自由様式とする。

また、表紙、目次、仕切り紙を除き、80 ページ以内で完結明瞭に記載すること。

用紙の規格は、原則として A 4 版とし（A 3 折込も許容するが、2 ページとして扱う。）、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

イ 企画提案書の内容に関する留意事項

別添 1「業務要求水準書」を参考とした上で、別添 2「えひめこどもの城てっぺんとりで及び遊戯施設等リニューアル業務評価基準」（以下「評価基準」という。）を踏まえ、具体的に作成すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。

ウ 現地確認及び指定管理者へのヒアリング

企画提案書の作成に当たって、業務実施個所及び改修対象施設をあらかじめ確認するとともに、指定管理者へヒアリングを必ず実施すること。

エ 参考見積書の提出

企画提案書の内容について、参考見積書を提出すること。参考見積書は、その根拠がわかるように職種別人数など内訳について詳細に記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税 10%を含む金額とすること。

オ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

（3）期限

令和 8 年 8 月 28 日（金） 午後 5 時 15 分

（4）場所

2 に同じ。

（5）方法

持参又は郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので期限までに到着したものに限る。）によること。

（6）留意事項

ア （1）に示す提出物（以下「提出物」という。）について、提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示することがある。

イ 提出物は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者 1 者につき 1 案のみとし、複数の提案をすることはできない。

12 最優秀提案の選定

（1）選定の手続等

ア 提出された企画提案書の中から最も優れた提案を選定するため、えひめこどもの城

てっぺんとりで及び周辺エリアリニューアル業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

イ 審査会における審査は、書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングとする。その結果は、全提案者へ通知する。

ウ 審査会については、次のとおり実施する。（詳細は別途通知する。）

①実施日時：令和8年9月上旬

②実施場所：愛媛県庁内会議室

③説明者：3名以内とする。

エ 審査会は、非公開とする。また、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

オ 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパワーポイントの使用を認める（プロジェクターは県が準備するが、パソコン等については提案者で準備すること。）。

カ 最優秀提案として選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

（2）企画提案書の評価方法及び配点

ア 評価基準に基づき、審査会において評価を行う。

イ 提案内容について、評価基準に照らし妥当でない項目がある場合には、審査会での審査の上、選定しない場合がある。

ウ 提案者の得点が、1,000 点に審査会審査員数を乗じた点数の 60%の点数未満の場合は、選定しない。

（3）非選定者への通知

ア 提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、愛媛県知事から通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。

イ アの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）の持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので最終日の午後5時15分までに到着したものに限る。）、FAX又は電子メール（着信を電話で確認すること。）により、愛媛県知事に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。ただし、他者の評価結果等については、回答しない。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付場所：2に同じ。

②受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。

13 契約方法

（1）12の手続により選定された企画提案書の提案者を契約締結候補者（以下「候補者」という。）として、委託業務の内容について協議・調整を行うものとし、協議が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合や候補者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、次の順位の高い参加者を候補者として協議を行った上で、契約を締結する。

（2）別添1「業務要求水準書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、選定された提案内容によっては、締結する契約書及び添付される仕様書には、県と候補

者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

- (3) 別添3「委託契約書(案)」により契約書を作成するものとする。
- (4) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。契約締結候補者となった場合に電子契約を希望する場合は、企画提案書提出期限までに電子メール(kosodate@pref.ehime.lg.jp)にて別添4「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。なお、共同企業体で本企画提案に参加し、電子契約を希望する場合は、共同企業体の代表者だけでなく、構成員全員から提出が必要となる。

14 契約の保証に関する事項

13 の手続きにより契約を締結した候補者(以下「受注者」という。)は、この契約の締結と同時に、次のアからオに掲げるのいずれか保証を付さなければならない。ただし、オの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第45号)第152条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付。
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

15 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - ウ 単位 日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位
- (2) 提出物の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、企画提案書の選定以外の目的に無断で使用しないものとする。
- (4) 参加表明書の提出以降、企画提案書を選定するまでの間に、5または6に定める資格を満たさなくなった場合は、その企画提案書は選定しない。
- (5) 上記13に定める契約手続きにあたって、委託候補者となった者が、愛媛県の令和7・8年度建設工事等入札者参加有資格者名簿の格付け結果通知における格付けがA又はB等級と記載がなかった場合、その企画提案書は選定しない。